

山口市障がい福祉施策懇話会設置要綱

(設置)

第1条 山口市障がい福祉施策の進捗状況及び見直しについて、広く有識者等の意見を反映させるため、山口市障がい福祉施策懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員27人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、障がい福祉団体関係者、公募により選出された者及び行政機関の職員、その他障がい福祉施策の推進に必要と認められる者のうちから、市長が委嘱する。

(所掌事務)

第3条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害者計画の推進方策に関すること。
- (4) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進方策に関すること。
- (5) 地域自立支援協議会に関すること。
- (6) その他障がい福祉の向上に関すること。

(任期)

第4条 懇話会の委員の任期は、3年間とする。

2 任期途中で異動が生じた委員の任期は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によってこれを決める。

2 会長は、懇話会を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開により行うものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営にその他必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。